

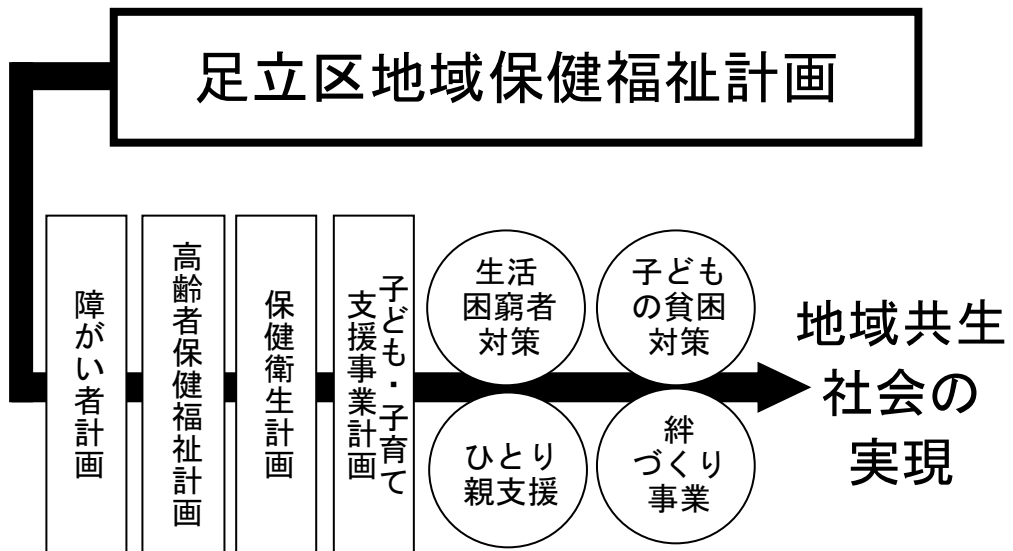
厚生委員会報告資料

令和4年4月18日

件名	足立区地域保健福祉計画の策定について					
所管部課	福祉部 福祉管理課					
内容	<p>「地域共生社会の実現」に向けた社会福祉法の平成29年、令和2年の改正を受けて、これまで計画として明文化していなかった「地域保健福祉計画」を、以下により地域福祉計画として位置づけ、策定することとする。</p> <p>1 地域保健福祉計画を策定することとした経緯</p> <p>(1) これまで足立区では、高齢者保健福祉計画、障がい者計画などの個別計画の策定をもって地域保健福祉計画と位置づけてきた。</p> <p>(2) 平成29年の法改正により、区市町村が地域福祉計画の策定に努めることが義務付けられ、既に20区で策定済みとなっている。</p> <p>(3) 高齢者保健福祉計画などの次期計画の策定にあわせて、福祉施策に関連する計画を整理するとともに、令和2年の法改正で規定された、高齢者、障がい者などの属性にかかわらず包括的に支援する体制づくりを盛り込んだ「地域保健福祉計画」を策定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成29年6月 法改正</td> <td>→区市町村の地域福祉計画策定が努力義務化 →福祉各分野の共通事項を定める上位計画としての位置づけが明確化</td> </tr> <tr> <td>令和2年6月 法改正</td> <td>→包括的な支援体制の整備を推進するための重層的支援体制整備事業(※)の創設</td> </tr> </table> <p>※ 重層的支援体制整備事業 「地域共生社会の実現」を目指すための事業として、区市町村において既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、以下の事項を一体的に実施する国の事業（区市町村任意事業）。</p> <p>① 属性を問わない相談支援 ② (引きこもりの方などの) 参加支援 ③ 地域づくりに向けた支援</p> <p>2 現行の福祉計画体系での課題</p> <p>(1) 高齢者、障がい者など属性ごとの計画では対応が難しい、複合的な課題や隙間の課題への取り組みを明確にする必要がある。</p> <p>(2) 社会の変化による「生きづらさの多様性・複雑性」を福祉施策全体に反映させていく必要がある。</p> <p>(3) 地域共生社会の推進として、高齢者、障がい者など属性別の地域での支援を、包括的にできる体制へと転換していく必要がある。</p>		平成29年6月 法改正	→区市町村の地域福祉計画策定が努力義務化 →福祉各分野の共通事項を定める上位計画としての位置づけが明確化	令和2年6月 法改正	→包括的な支援体制の整備を推進するための重層的支援体制整備事業(※)の創設
	平成29年6月 法改正	→区市町村の地域福祉計画策定が努力義務化 →福祉各分野の共通事項を定める上位計画としての位置づけが明確化				
令和2年6月 法改正	→包括的な支援体制の整備を推進するための重層的支援体制整備事業(※)の創設					

- 3 社会福祉法が定める地域保健福祉計画に盛り込むべき事項**
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

4 計画の体系（イメージ）
 福祉施策に関連する個別計画、事業をつなぎあわせて、「地域共生社会の実現」を最終目標にする。



※ 連携する計画や事業は現時点での想定であり、今後の検討の中で決定していく。

5 計画期間
 令和6年度からの6年間とする。

関連計画	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
地域保健福祉計画		新規策定 第1期 (R6~11)					
障がい者計画		推進プランⅣ (R6~11)					
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画		第9期 (R6~8)			第10期 (R9~11)		
地域包括ケアビジョン	~R7(2025年)						

6 策定方法

- (1) 足立区地域保健福祉推進協議会に諮り計画策定を進めていく。
- (2) 生活困窮者対策など新たな分野の検討も必要となることから、外部有識者を含めた協議会委員の組織及び専門部会の再編成についても進めていく。
- (3) 委員の組織等について、令和4年第2回定例会で「足立区地域保健福祉推進協議会条例」改正案の提出を予定している。

7 策定スケジュール（予定）

令和4年	4月	庁内での検討委員会を立ち上げ検討開始
	8月	足立区地域保健福祉推進協議会に報告以降、各専門部会での検討・協議
令和5年	3月	高齢、障がい等計画との整合のため計画（案）骨子作成
	8月	計画（案）中間報告作成
	10月	パブリックコメント実施
令和6年	3月	計画策定

問題点
今後の方針

- 1 同時期に策定する他の計画との整合を図りながら進めていく。
- 2 理念の明確化とあわせて、具体的な仕組みづくりを盛り込むなど、実効性ある計画としていく。

厚生委員会報告資料

令和4年4月18日

件名	足立区障がい福祉関連計画の策定スケジュールについて																												
所管部課	福祉部 障がい福祉課、衛生部 中央本町地域・保健総合支援課																												
内容	<p>障害者基本法等が定める足立区障がい福祉関連計画について、以下のとおり策定作業を進める。</p>																												
	<p>1 策定する計画と計画年次、根拠法 *太枠・網掛け部が今回策定する計画</p>																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者計画 (障害者基本法)</td> <td colspan="6">足立区障がい者計画 ～あだちノーマライゼーション推進プランⅣ～</td> </tr> <tr> <td>障害福祉計画 (障害者総合支援法)</td> <td colspan="3">足立区第7期 障がい福祉計画</td> <td colspan="3">足立区第8期 障がい福祉計画</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉計画 (児童福祉法)</td> <td colspan="3">足立区第3期 障がい児福祉計画</td> <td colspan="3">足立区第4期 障がい児福祉計画</td> </tr> </tbody> </table>		R6	R7	R8	R9	R10	R11	障害者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 ～あだちノーマライゼーション推進プランⅣ～						障害福祉計画 (障害者総合支援法)	足立区第7期 障がい福祉計画			足立区第8期 障がい福祉計画			障害児福祉計画 (児童福祉法)	足立区第3期 障がい児福祉計画			足立区第4期 障がい児福祉計画		
		R6	R7	R8	R9	R10	R11																						
障害者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 ～あだちノーマライゼーション推進プランⅣ～																												
障害福祉計画 (障害者総合支援法)	足立区第7期 障がい福祉計画			足立区第8期 障がい福祉計画																									
障害児福祉計画 (児童福祉法)	足立区第3期 障がい児福祉計画			足立区第4期 障がい児福祉計画																									
<p>2 計画策定までの主なスケジュール（予定）</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年4月</td> <td>・ 第1回プロポーザル選定委員会（公表書、説明書、評価基準等の審議） ・ 実施手続き開始の公表</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>・ 事業者から参加表明書の提出</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>・ 第2回プロポーザル選定委員会（参加表明書の提出資料の審査、提案書提出事業者の決定） ・ 事業者から提案書の提出</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>・ 第3回プロポーザル選定委員会（事業者によるプレゼンテーション、提案書の審査・特定） ・ 提案書特定の公表</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>・ 調査項目および構成の検討、調査票の作成</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>・ 調査票の送付・回収</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>・ 調査結果の入力・分析</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月</td> <td>・ 調査結果報告書作成</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>・ 調査結果および国の基本指針に基づき計画案検討</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>・ 足立区障がい福祉関連計画（案）中間報告作成</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>・ パブリックコメント、関係団体ヒアリングの実施</td> </tr> <tr> <td>令和6年3月</td> <td>・ 足立区障がい福祉関連計画作成</td> </tr> </tbody> </table>	年月	内容	令和4年4月	・ 第1回プロポーザル選定委員会（公表書、説明書、評価基準等の審議） ・ 実施手続き開始の公表	5月	・ 事業者から参加表明書の提出	6月	・ 第2回プロポーザル選定委員会（参加表明書の提出資料の審査、提案書提出事業者の決定） ・ 事業者から提案書の提出	7月	・ 第3回プロポーザル選定委員会（事業者によるプレゼンテーション、提案書の審査・特定） ・ 提案書特定の公表	9月	・ 調査項目および構成の検討、調査票の作成	10月	・ 調査票の送付・回収	1月	・ 調査結果の入力・分析	令和5年3月	・ 調査結果報告書作成	4月	・ 調査結果および国の基本指針に基づき計画案検討	10月	・ 足立区障がい福祉関連計画（案）中間報告作成	11月	・ パブリックコメント、関係団体ヒアリングの実施	令和6年3月	・ 足立区障がい福祉関連計画作成			
年月	内容																												
令和4年4月	・ 第1回プロポーザル選定委員会（公表書、説明書、評価基準等の審議） ・ 実施手続き開始の公表																												
5月	・ 事業者から参加表明書の提出																												
6月	・ 第2回プロポーザル選定委員会（参加表明書の提出資料の審査、提案書提出事業者の決定） ・ 事業者から提案書の提出																												
7月	・ 第3回プロポーザル選定委員会（事業者によるプレゼンテーション、提案書の審査・特定） ・ 提案書特定の公表																												
9月	・ 調査項目および構成の検討、調査票の作成																												
10月	・ 調査票の送付・回収																												
1月	・ 調査結果の入力・分析																												
令和5年3月	・ 調査結果報告書作成																												
4月	・ 調査結果および国の基本指針に基づき計画案検討																												
10月	・ 足立区障がい福祉関連計画（案）中間報告作成																												
11月	・ パブリックコメント、関係団体ヒアリングの実施																												
令和6年3月	・ 足立区障がい福祉関連計画作成																												

3 次期計画の基礎資料とするため、令和4年度に実施する調査（案）

調査対象		調査予定数等
障がい者	区内に在住する、障がいに関する手帳等を持つ18歳以上の方	2,600件 *障がい種別を考慮し無作為抽出、調査票を郵送
障がい児	区内に在住する、障がいに関する手帳等を持つ18歳未満の方およびその保護者	400件 *障がい種別を考慮し無作為抽出、調査票を郵送
事業者	区内の障がい福祉サービス事業者	全事業所 *Googleフォームを活用した、Web調査を検討

※ 調査項目について、経年変化を追う項目に加え、新型コロナウイルス感染症感染拡大における影響等、近年のトピックとなる項目を追加する。

問題点・
今後の方針

- ・ 実態調査については、障がい者が回答しやすいような工夫（音声読み上げコードの添付、ルビ、文字の見やすさの配慮等）を行う。
- ・ 調査項目について、関係所管で把握したい内容があるか意見集約を行う。
- ・ 計画の策定にあたっては、足立区地域保健福祉推進協議会及び足立区地域自立支援協議会に諮る等、様々な関係者からの意見聴取に努めていく。